○関東地方整備局告示第百十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十五日　関東地方整備局長　森北　佳昭

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
東御市和字西田一四九九番二四から上田市上塩尻字山崎一六二番まで	前	B　八・〇〇～一二・〇〇メートル	一〇〇・九〇五キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A　八・〇〇～一二・〇〇メートル B　八・〇〇～一二・〇〇メートル	一〇〇・九〇五キロメートル 一〇〇・五五八キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

○関東地方整備局告示第百十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十五日　関東地方整備局長　森北　佳昭

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十八号	上田市国分字上沖二八九番一から同市国分字上沖二四三番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局長野国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年三月二十五日

○関東地方整備局告示第百十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十五日　関東地方整備局長　森北　佳昭

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十九号	長野県東筑摩郡生坂村九二七〇番四から同村九二七八番まで	関東地方整備局及び同局長野国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年三月二十五日

○関東地方整備局告示第百十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十五日　関東地方整備局長　森北　佳昭

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十九号	長野市信州新町里穂刈字穂刈沖二三八番一から同市信州新町里穂刈字穂刈沖一六番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局長野国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年三月二十五日

○関東地方整備局告示第百十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十五日　関東地方整備局長　森北　佳昭

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
筑西市飯島字聖天七一番から同市横塚字町北一三五四番六まで	前	B　八・七〇～一〇・〇〇メートル	五四・〇〇五キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A　八・七〇～一〇・〇〇メートル B　七・〇〇～一〇・〇〇メートル	五四・〇〇五キロメートル 六・〇四〇 七・七六〇	

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局常陸河川国道事務所

○関東地方整備局告示第百十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十五日　関東地方整備局長　森北　佳昭

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百九十八号	市川市田尻五丁目二八番二地先から同市田尻五丁目三七八番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年三月二十五日

○関東地方整備局告示第百二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十五日　関東地方整備局長　森北　佳昭

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十六年関東地方整備局告示第七十六号東京都市計画都市高速鉄道事業第九号線

三　事業施行期間　自平成十六年三月二十三日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第六十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十五日　中部地方整備局長　梅山　和成

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
伊賀市柘植町字南五反田五九三三番七から同市柘植町北古田六一六二番四まで	前	六二・〇〇～一二・〇〇メートル	一六四キロメートル	
	後	四六・〇〇～一〇二・〇〇メートル	一六四キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局北勢国道事務所